

旭市犯罪被害者等支援条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市規則第 5 号

旭市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭市犯罪被害者等支援条例（令和 7 年旭市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金の種類及び支給対象者)

第 3 条 条例第 1 0 条に規定する見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給するものとする。

- (1) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者（当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。）
- (2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第 1 順位遺族（次条第 3 項の規定による第 1 順位の遺族（当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。）をいう。以下同じ。）

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為による被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡の時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

（見舞金等の支給制限）

第5条 市長は、次の各号に掲げるときは、見舞金又は転居費用の支給をしないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の額）

第6条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 全治1月以上3月未満 5万円

(2) 全治3月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額とする。
- 4 既に傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合であって当該犯罪行為が行われた日から1年以上経過したときは、遺族見舞金は、支給しない。
- 5 同一世帯に第3条に規定する支給対象者が複数いるとき、当該支給対象者が複数の見舞金の支給を受けることとなるとき、又は傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該傷害見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡したときは、支給額の合計の上限を30万円とする。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害見舞金 旭市傷害見舞金支給申請書兼請求書（第1号様式）
及び次に掲げる書類
 - ア 犯罪被害申告書（第2号様式）
 - イ 犯罪被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 遺族見舞金 旭市遺族見舞金支給申請書兼請求書（第3号様式）
及び次に掲げる書類
 - ア 犯罪被害申告書
 - イ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - エ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することがで

きない。

（見舞金の支給決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、旭市見舞金審査結果決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給する旨の決定をしたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

（転居費用の助成の額）

第9条 条例第11条の規定による転居費用の助成の額は、実費相当額とし、10万円を限度とする。

（転居費用の助成申請）

第10条 条例第11条の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、旭市転居費用助成申請書兼請求書（第5号様式）及び犯罪被害申告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、申請を行う者の代理人が申請することができる。

(1) 転居費用を支払ったことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年を経過したときは、申請することができない。

（転居費用の助成決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、旭市転居費用助成審査結果決定通知書（第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成する旨の決定をしたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

（見舞金等の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給若しくは転居費用の助成（以下「見舞金の支給等」という。）を受けた者がいるとき、又は見舞金の支給等を行った後において第5条各号のいずれかに該当することが判明したときは、支給した見舞金又は助成金を返還

させるものとする。

（照会）

第 13 条 市長は、犯罪被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

（その他）

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。